第五十八条第一項中「又は第六十一条第二十五項」を削り、同条第二項中「及び第五十二条」を削り、「（第三十二条及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条及び第五十四条第二項」を「（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十二条」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十九条中「、第五条第五項」を「並びに第五条第五項」に改め、「、第五十八条第三項並びに第六十一条第二項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項、第十五項、第十六項、第十八項及び第二十一項」を削り、同条を第五十三条とし、第六十条を第五十四条とする。

第五章を第四章とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第五項第七号中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第三条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三十七号中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「第六十七条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第四条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「市町村の合併の特例に関する法律」を「旧市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同項第二号中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第五条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。次項において「旧法」という。）第六十一条第二項から第二十八項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律施行令（次項において「旧令」という。）第五十二条から第五十五条まで、第五十八条及び第五十九条の規定は、なおその効力を有する。

3　改正法附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条の規定の適用については、旧令第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七十二号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第二項の規定により平成二十二年四月一日以後発行される公債に係る収入については、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において平成二十一年度所属の歳入金として平成二十二年六月三十日まで受け入れることができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　菅　**直人**
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七十三号

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十三号）の施行に伴い、並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五十二条の二、第六十二条、第七十九条の三及び第百七条並びに関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第六項、第八条の二第二項及び別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十九条の二」を「―第六十九条の三」に改める。

第四十二条第五項中「受けた者（」の下に「第四十三条の二第一号、」を加える。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続）

第四十三条の二　法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一　届出をする承認取得者の住所又は居所及び氏名又は名称

二　法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつた旨

三　法第五十条第一項の承認を受けた年月日

四　その他財務省令で定める事項